
「キャッシュレス・消費者還元事業」の終了に関するご案内

2019 年 10 月 1 日から開始しています「キャッシュレス・消費者還元事業」において、経済産業省より、2020 年 6 月 30 日をもって終了する通知がありました。本事業に参加お申し込みされているお客さまへ終了に関するご案内をお知らせします。

1. 広報ツールの廃棄について

キャッシュレス・消費者還元事業事務局より、店頭用のポスターやオンライン用のバナーなどの広報ツールが送付されていますが、本事業の終了に合わせて、広報ツールの撤去ならびに廃棄をお願いします。ポスターやのぼりなどの店頭用広報ツールにつきましては、各自治体が指定する方法にしたがって廃棄していただきますようお願い申し上げます。

2. 決済手数料について

本事業期間中の決済手数料は、対象決済手段の決済手数料と決済サービス利用料を合算して、3.24%（税込）以下の決済手数料とさせていただくとともに、1/3 相当を国が補助※しておりました。本事業の期間終了後は、ご契約時の決済手数料と決済サービス利用料に戻ります。

※国からの 1/3 相当補助は、収納明細書に記載されている「キャッシュレス消費者還元（決済手数料補助）」の項目となります。

3. 決済端末について

決済端末補助をお申込みいただいたお客さまには、1 店舗 1 台まで無償でご提供していましたが、本事業終了後も端末本体ならびに付属品は無償でお使いいただけます。
なお、月額費用やトランザクション費用などについては、お客さまのご負担となります。

今後とも弊社サービスをご愛顧くださいますよう、よろしくお願いいたします。

・2020 年 6 月 25 日時点の情報です。内容は予告なく変更となる場合があります。